

令和7年度津山市立誠道小学校いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

令和6年度も「友だちからいやなことを言われる」「ちよっかいや、いやなことをされる」「友だちが遊びの仲間に入れてくれない」などの原因による、人間関係のトラブルが各学年で確認された。また、体調や給食、進学、行事など関する不安から不登校傾向になる児童も見られた。そこで、職員会議などで定期的に各学年の児童の実態交流を行い、職員間での情報共有を密にしてきた。また、必要に応じてケース会議を設け、担任・生徒指導担当・養護教諭・管理職などが参加して組織で迅速に対応することができた。さらに、SCやSSWなどと連携することにより、児童だけでなく、保護者との教育相談にも応じることができ、適切なアドバイスを受けることができた。

いじめは、いつでも、どのクラスでも起こりうるとい認識のもと、これまでの縦の、よい仲間関係を維持しつつ、児童の悩み相談やアンケート調査を通して、いじめにつながる芽をいち早くキャッチしていく必要がある。そして、折に触れ、本校の児童に必要な人権学習をしていく必要もある。また、家庭とも協力・連携し、日常生活の様子を教師間で常に情報交換すること等で、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も継続して取り組んでいく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめの未然防止に向け、教科指導や道徳・特別活動を通して、自ら課題を解決しようとする自主性を育て、誰もが活躍できる機会を設ける。また、自分のよさを伸ばすとともに、友だちのよさにも目を向け、互いに伸びようとする学級・学校づくりを進める。

・毎学期途中に生活アンケートやSNS等の利用実態調査を実施し、いじめの早期発見に努める。保護者との定期的な教育相談はもちろん、保護者や児童といつでも教育相談が実施できる雰囲気作りにも努める。また、得られた情報を教職員間で共有を図る。

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会を設置し、問題の解決を図る。

<重点となる取組>

・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。

・「人権について考える週間」において、運営委員会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

・児童のインターネット利用実態を踏まえ、全ての児童に対して、情報モラルに関する授業を、毎年計画的に実施する。

